

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

確認指導・監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り及び検査等（以下「確認指導」という。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により市長が行う監査（以下「確認監査」という。）について、必要な事項を定める。

(確認指導の目的)

第2条 確認指導は、法に定める子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対し、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(確認指導の方針)

第3条 確認指導は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第33条及び第45条に定める設置者の責務、「藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第13号）で定める運営に関する基準（以下「運営基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）等（以下「内閣府告示等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(確認指導の形態)

第4条 確認指導は、次のとおり集団指導、実地指導及び書面指導の3つの形態により実施する。

(1) 集団指導は、特定教育・保育施設等に対し、運営基準及び内閣府告示等の遵守に関し

て周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- (2) 実地指導は、特定教育・保育施設等に対し、実地により質問、立入り及び検査等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して各種指導等を行う。
- (3) 書面指導は、特定教育・保育施設等に対し、指定した資料を提出させ、それらに基づき運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して確認を行い、必要と認める場合、各種指導を行う。

(確認指導の対象の選定)

第5条 確認指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- 2 前条第1号に定める集団指導は、新たに確認を受けた特定教育・保育施設等（既に本市において特定教育・保育施設等を運営する者が設置したものを除く。）については、確認を受けたときからおおむね1年以内実施するほか、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。
- 3 前条第2号に定める実地指導は、次の各号に定めるとおり、全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に行う。
 - (1) 原則として、2年に1回実施することとし、毎年度、市長が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。
 - (2) 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題があるなど、引き続き指導が必要と認める特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特定教育・保育施設等を対象に実施する。
- 4 前条第3号に定める書面指導は、実地指導の代替又はそれらに追加するものとして市長が必要と認める場合に実施することとし、市長が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。

(確認指導の方法等)

第6条 確認指導は、次の各号に定める方法により行う。

- (1) 集団指導は、特定教育・保育の提供や施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象を選定する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して周知徹底を図るための資料等を特定教育・保育施設等に提供する方法によ

り集団指導を行うことができる。

- (3) 実地指導は、運営基準及び内閣府告示等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。
 - (4) 書面指導は、運営基準及び内閣府告示等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者からの聴き取り等により行う。
- 2 確認指導の実施にあたっては、次の各号に定めるとおり、対象の特定教育・保育施設等に対して通知を行うものとする。
- (1) 市長は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を第1号様式により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。ただし、前項第2号の規定による場合はこの限りではない。
 - (2) 市長は、実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を第2号様式により当該設置者等に通知する。
 - (3) 市長は、書面指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ書面指導の根拠規定、目的、並びに提出資料の種類、提出期限及び提出方法等を第3号様式により当該設置者等に通知する。
- 3 市長は、実地指導又は書面指導の結果、改善を要する事項等があるものと認めた場合は第4号様式により、改善を要する事項等が無いものと認めた場合は第5号様式により通知を行うものとする。
- 4 市長は、実地指導又は書面指導の結果として第4号様式別紙1により通知した運営基準等に係る文書指摘事項については、第6号様式により改善報告を求めるものとする。
- 5 市長は、実地指導又は書面指導の結果として第4号様式別紙2により通知した公定価格の加算等に係る文書指摘事項については、第7号様式により対応方針の報告を求めるものとする。

(確認監査への変更)

第7条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに確認監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(確認監査の目的)

第8条 確認監査は、特定教育・保育施設等の設置者等に対し、施設型給付費等に係る特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(確認監査の方針)

第9条 確認監査は、特定教育・保育施設等について、第12条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として行う。

(確認監査対象の選定)

第10条 確認監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す設置者等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定により行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(確認監査の方法等)

第11条 市長は、確認監査を行うことを決定したときは、あらかじめ確認監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第8号様式により設置者等に対して通知するものとする。ただし、前条第3号及び第4号の情報に基づく場合であって、事案の緊急性や重大性を踏まえて事前通知なく確認監査を行う必要があると認める場合や、実地指導中において確認監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、市長は、確認監査を開始する際に、確認監査の根拠規定、目的、場所及び担当者を第8号様式又は口頭により設置者等に対して通知するものとする。

2 確認監査は、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより行う。

3 市長は、確認監査の結果、次条に定める行政上の措置には至らないが、改善を要する事項等があるものと認めた場合は第9号様式により、改善を要する事項等が無いものと認めた場合は第5号様式により通知を行うものとする。

4 確認監査の結果として第9号様式別紙5により通知した運営基準等に係る文書指摘については、第6号様式により改善報告を求めるものとする。

5 市長は、確認監査の結果として第9号様式別紙6により通知した公定価格の加算等に係る文書指摘事項については、第7号様式により対応方針の報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条(勧告、命令等)、法第40条及び第52条(確認の取消し等)の規定により行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 市長は、特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項各号及び第51条第1項各号に定める運営基準違反等が認められた場合、当該設置者等に対し、第10号様式により速やかに基準の遵守等を行うべきことを勧告し、当該勧告事項について、第6号様式により通知の日から60日以内の別に定める日までに改善報告を求めるものとする。この場合において、当該設置者等がこれに従わなかったときは、法第39条第3項及び法第51条第2項の規定によりその旨を公表することができる。
- (2) 市長は、特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置を採らなかったときは、法第39条第4項及び法第51条第3項の規定により当該設置者等に対し、第11号様式により速やかにその勧告に係る措置を採るべきことを命令し、当該命令事項について、第6号様式により通知の日から60日以内の別に定める日までに改善報告を求めるものとする。この場合において、市長は、法第39条第5項及び法第51条第4項の規定によりその旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設の認可等を行った神奈川県知事等に通知するものとする。
- (3) 市長は、運営基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第12号様式により当該特定教育・保育施設等に係る確認の取消し、又は全部若しくは一部の効力の停止(以下「確認の取消し等」という。)を行うことができる。
- (4) 市長は、前号に定める確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該設置者等の名称等を神奈川県知事に届け出るとともに、これを公示するものとする。

(聴聞等)

第13条 市長は、確認監査の結果、当該設置者等に対し、命令又は確認の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)を行おうとする場合には、確認監査後、取消処分等の予定者に対し、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない(同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

(不正利得の徴収)

第14条 市長は、特定教育・保育施設等が法第12条第2項に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等の支払いを受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同項の規定による不正利得の徴収を行うものとする。

2 市長は、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について同項の規定により不正利得の徴収を行う際には、原則として、同項後段の規定により、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(関係機関への情報提供)

第15条 市長は、確認指導・監査の結果及び改善報告の内容等について、必要に応じて神奈川県その他の関係機関に情報提供するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるほか、確認指導・監査に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 8月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 2月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 3月16日から施行する。

第1号様式

年 月 日

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 日 時
- 3 場 所
- 4 内 容
- 5 備 考

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導監査当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導監査職員
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類等

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認指導（書面指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、次のとおり確認指導（書面指導）を実施しますので通知します。

確認指導（書面指導）に際しては、提出していただく資料がありますので、ご協力をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 指導監査の種別
- 3 提出する資料
- 4 提出先
- 5 提出期限

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認指導（実地・書面指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地・書面指導）の結果、改善を要する事項等がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認指導及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認指導（実地指導）の結果について

該当の有無	結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙1のとおり運営基準等に係る文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第6号様式にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙1のとおり運営基準等に係る口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙2のとおり公定価格に係る文書指摘事項がありましたので速やかに当該指摘事項に係る保育費用の支払いをした市町村の長にその取扱いを確認し、対応方針を講じてください。また、対応方針について、本通知から60日以内に第7号様式にて報告してください。

別紙1

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導・書面指導）指摘事項

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	指摘事項（改善を要する事項）	根拠法令

別紙2

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導・書面指導）指摘事項

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	指摘事項（対応方針を講じる必要がある事項）	根拠法令

年 月 日

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認指導・監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法（第14条第1項・第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認指導・監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1 当該確認指導・監査及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	
確認指導・監査 の種別	

第6号様式

年 月 日

藤沢市長

所在地
法人名
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項に関する報告書について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善報告又は必要な措置への対応報告を要する指摘事項については、別紙3「特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項改善等報告書」のとおり改善し、又は必要な措置を講じましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙3

特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項改善等報告書

対象施設等	
確認指導・監査 結果通知日	
確認指導・監査 の種別	

指摘事項 (改善を要する事項)	改善又は措置した内容	改善等の日

第7号様式

年 月 日

藤沢市長

所在地
法人名
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項に関する報告書について（提出）

年 月 日付けで通知のありました対応方針の報告を要する指摘事項については、別紙4「特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項対応方針報告書」のとおりですので、関係書類等を添えて提出します。

別紙4

特定教育・保育施設等確認指導・監査指摘事項対応方針報告書

対象施設等	
確認指導・監査 結果通知日	
確認指導・監査 の種別	

指摘事項 (対応方針を講じる必要がある事項)	対応方針

第8号様式

年 月 日

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

確認監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導監査職員
- 5 その他連絡事項

年 月 日

様

藤沢市長

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項等がありましたので次のとおり通知します。

1 当該確認監査及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

該当の有無	結果の区分
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙5のとおり運営基準等に係る文書指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から60日以内に第6号様式にて報告してください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙5のとおり運営基準等に係る口頭指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	別紙6のとおり公定価格に係る文書指摘事項がありましたので速やかに当該指摘事項に係る保育費用の支払いをした市町村の長にその取扱いを確認し、対応方針を講じてください。また、対応方針について、本通知から60日以内に第7号様式にて報告してください。

別紙5

特定教育・保育施設等確認監査指摘事項

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	指摘事項（改善を要する事項）	根拠法令

別紙6

特定教育・保育施設等確認監査指摘事項

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	指摘事項（対応方針を講じる必要がある事項）	根拠法令

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）により実施した確認監査の結果、同法（第39条第1項○号・第51条第1項○号）に該当すると認めため、同項に基づき、次に掲げる措置をとるべきことを勧告します。

措置を講じた結果について、〇〇年〇月〇日までに、第6号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、同法（第39条・第51条）（勧告、命令等）、及び（第40条・第52条）（確認の取消し等）により、その旨の公表、改善命令、及び確認の取消し等を行う場合があります。

1 当該確認監査及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	

2 勧告の内容について

指摘事項 (改善を要する事項)	とるべき措置	措置を講ずる期限	根拠法令
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法（第 3 8 条第 1 項・第 5 0 条第 1 項）により実施した確認監査の結果、貴法人に対して同法（第 3 9 条第 1 項○号・第 5 1 条第 1 項○号）により必要な措置をとるよう勧告を行いましたが、正当な理由なくこれに従わなかったため、（同条第 4 項・同条第 3 項）により、次に掲げる措置をとるよう命じます。

措置を講じた結果について、〇〇年〇月〇日までに、第 6 号様式にて報告してください。
 なお、この命令は、（同条第 5 項・同条第 4 項）により公示します。

また、この命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、（第 4 0 条・第 5 2 条）により、確認の取消し等を行う場合があります。

1 当該確認監査及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	

2 命令の内容について

指摘事項 (改善を要する事項)	とるべき措置	措置を講ずる期限	根拠法令
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に藤沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から 1 年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、藤沢市を被告として（訴訟において藤沢市を代表する者は藤沢市長となります。）処分の取消を求める訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から 1 年を経過したときは、訴えを提起することができません。

年 月 日

様

藤沢市長

印

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（取消し等）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、同法（第40条第1項・第52条第1項）により、次のとおり確認の取消し等を行います。

なお、この取消し等については、（第41条第3号・第53条第3号）により公示します。

1 当該確認監査及び対象施設等について

実施年月日	
対象施設等	

2 処分の内容

処分の種類	<input type="checkbox"/> 確認の取消し <input type="checkbox"/> 確認の効力の全部停止 <input type="checkbox"/> 確認の効力の一部停止
（取消しの日・効力停止の期限）	（〇〇年〇月〇日・〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで）
効力停止の場合の処分の内容	例）新規利用乳幼児の受け入れ停止
（取消し・効力停止）を行う理由	
その他条件等	

【行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟について】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に藤沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、請求することができません。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、藤沢市を被告として（訴訟において藤沢市を代表する者は藤沢市長となります。）処分の取消を求める訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、同起算日から1年を経過したときは、訴えを提起することができません。